

いまだからこそ活用！倒産防止共済の維持・解約・借入について

中小企業基盤整備機構が行っている『中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）』に加入されているお客様は、多いかと思えます。というのも、我々がかねてよりこの共済について、ご加入を推奨していたからです。下記特長をお読みになり、ぜひ活用していきたいです。

【倒産防止共済の特長】

・本来の保険機能

倒産防止共済の本来の保険機能は、得意先の倒産による連鎖倒産を防止するため、被害額のうち掛金の10倍（最大8,000万円）までを、無利子・無担保・保証人不要ですぐに借入れることができる保険です。

・全額損金の外部積立て

その本来の機能のほか、掛金（月額5千円～20万円で、総額800万円まで）を全額経費として処理することができるほか、12ヶ月以上加入の場合から自己都合解約でも80%以上が返戻され、40ヶ月以上加入されると満額が返戻されます。外部の貯金機能といえます。

・一時貸付金制度

なお、解約しないで機構に対して一時的に短期（1年・有利子・無担保・無保証）で借入れることもできます。下記に当てはめ計算された返戻金の、95%分まで借りられます。

【自己都合解約の返戻率】

掛金納付月額	返戻率
1～11ヶ月	0%
12～23ヶ月	80%
24～29ヶ月	85%
30～35ヶ月	90%
36～39ヶ月	95%
40ヶ月～	100%

【維持か？解約か？借入か？】

倒産防止共済の掛金は全額が経費ですから、解約して返戻金が入ったときは、全額雑収入となります。まとまった金額で雑収入が計上されるので、いわゆる『保険の出口戦略』を検討しながら加入されていると思います。今は前代未聞の先行きが見えない状況です。急な売上減少で一気に収益性が悪化し、赤字転落する状況になってしまったら、この倒産防止共済の解約返戻金が、会社の利益とお金を助けてくれるでしょう。
※解約したら保障は無くなりますので、解約においては保障の消滅と返戻金受取との比較検討が肝要です。
「様子を見ながら一時貸付制度で資金調達する」ことも有効です。この場合、雑収入はありません。

なお、解約をする場合、一般の生命保険の解約でも同様に雑収入が期待できますが、まずこの倒産防止共済の解約を優先しましょう。なぜなら、解約後も再度加入が可能で、また800万円まで掛け始めることができるからです。一般の生命保険は、加入時の年齢等によって同じ保険に入れるとは限りません。この『再加入』ができるということも、倒産防止共済の特長です。

具体的な掛金合計と契約期間については、毎年2月頃に機構から送達される『納付状況のお知らせ』に記載されています。ぜひご相談いただき、最善の方法を検討していきたいです。

この難局を一緒に乗り越えていきましょう！